

再生可能エネルギーに関する検討会 執行部聴取

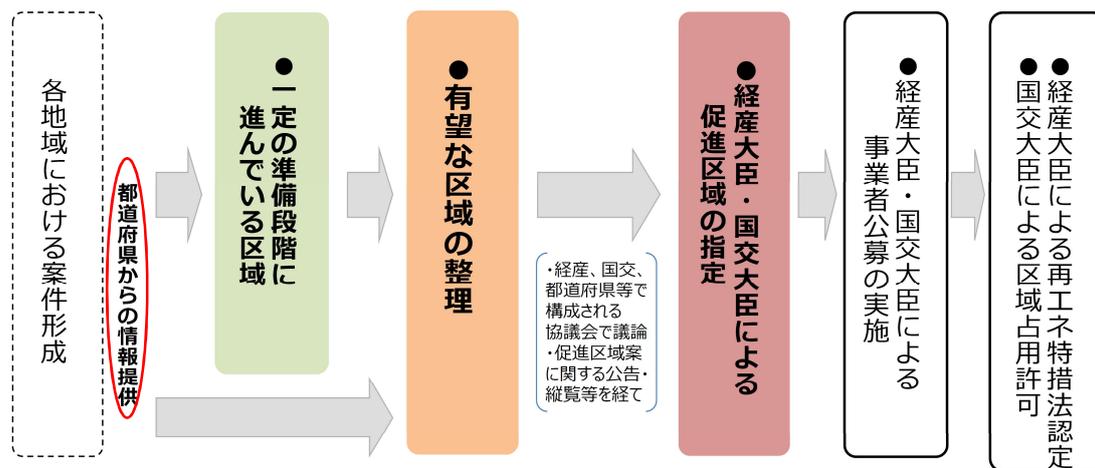
説明資料

2 洋上風力発電に関する取組について

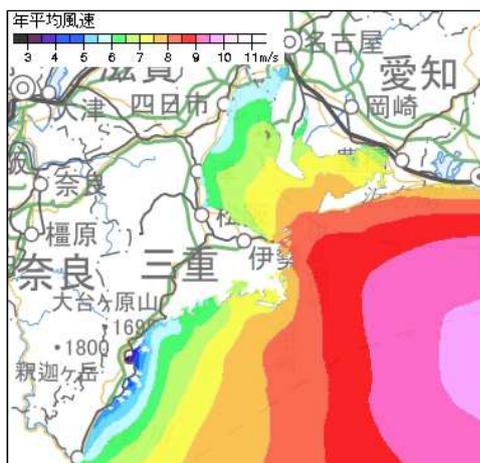
(2) 洋上風力発電に関する取組について

- 洋上風力発電事業が実施されるには、再エネ海域利用法に基づく手続きが必要となります。この中での県の役割は、一定の熟度が認められるものについて国へ情報提供することです。なお、県が国へ情報提供を行う場合、地域での合意形成が前提となります。

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

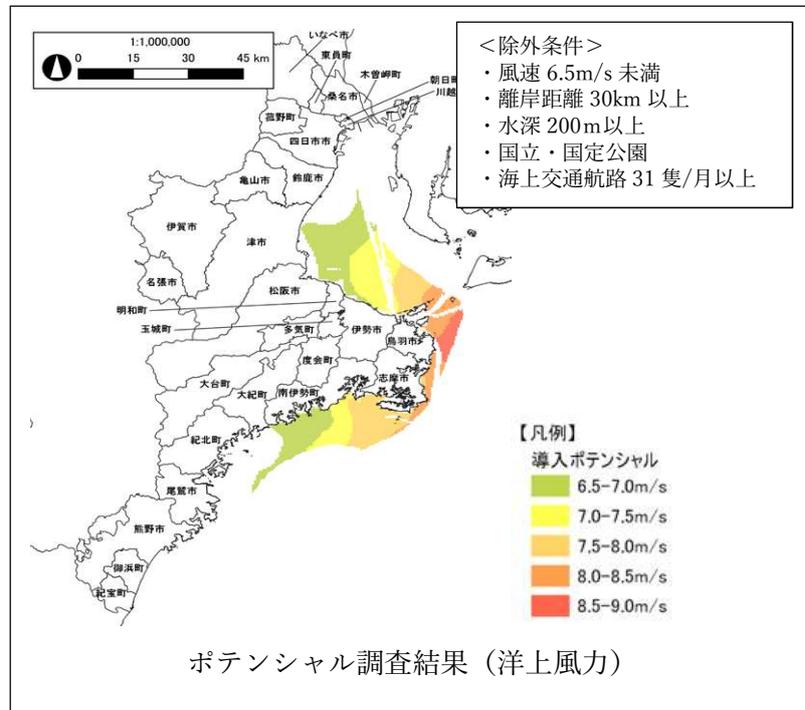


- 志摩半島沖の海域では風況の良いところがあるものの、地元自治体においては、様々な関係者の意見を踏まえて検討・判断が必要との考えです。

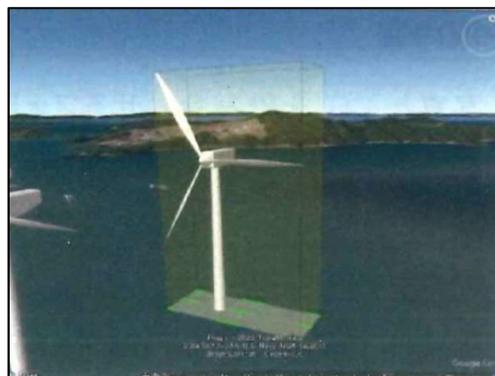


三重県沖の風況マップ

- このような中、三重県としては、地域が判断するうえで必要な情報を収集し、提供することを、継続的に行っていくこととしています。
- 昨年度は、三重県再生可能エネルギーポテンシャル調査を行い、今年6月に県内市町にその結果を提供しました。



- 今年度は、洋上風力に関心のある市町に対し、洋上風力の景観面での影響を評価するための3Dイメージデータを作製し、情報提供します。



風車の3Dイメージ

3 太陽光発電施設の導入に関する指導について

(1) 三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの概要

- 「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」は、事業者による計画の早い段階からの情報提供、法令遵守など太陽光発電施設の適正な導入を進めることを目的とし、平成29年6月30日に策定されました。最新の改訂は令和5年4月となります。

対象設備は出力50kW以上の太陽光発電施設（建築物に設置のものを除く）としており、次の内容について事業者に求めています。

- ・ 企画立案時の配慮（環境調査、関係手続、地域との関係構築）
- ・ 設計・施工時の配慮（設計、施工、周辺環境への配慮）
- ・ 運用・管理時の配慮（保守点検、維持管理、非常時の対処、）
- ・ 撤去・処分時の配慮（撤去、処分、廃止）

（資料1）

- 令和5年3月に電気事業法が改正され、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備が小規模事業用電気工作物に指定されたことから、これを踏まえたガイドラインの改訂についても今後検討を行う予定です。

(2) 太陽光導入に関する不適切事案及び相談事案等

<不適切事案>

- 太陽光発電設備を設置する際は、電気事業法その他、環境影響評価法など各種法令に基づく設置が義務付けられており、違反すればそれぞれ罰則が規定されています。
- 県では「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を設け、各種法令遵守、環境保全、周囲との共生などを求めてきました。
- また、特に土地の造成を行うような場合で、施工区域10ha以上のものは三重県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントも必要になります。
- これまで発生した不適切事案はその多くが自然環境保全条例に抵触するものでした。また、国にも情報提供していますが、これまでFIT認定を取り消されるような事案は確認されていません。

<相談事案等>

- 太陽光発電に関する新産業振興課への問合せは毎日数件程度あります。
その内容は補助金等の支援に関するものが多数を占める一方、2割程度は苦情の相談です。
- 令和5年度に受けた太陽光に関する苦情内容は次のようなものです。
 - ・敷地境界を守っていないのではないか
 - ・切った草木が自分の土地に捨てられた
 - ・事業説明がない
- 県の対応として、事業者に対しては周辺住民に丁寧に対応するよう促すとともに、FIT 認定内容の虚偽が疑われるような案件は、国へ報告するなどしています。

再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム

入力 入力内容確認 完了

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増えています。そこで、経済産業省では、そのような事案に対しては、関係行政機関と連携しながら、再エネ特措法や関係法令等に基づいて、事実関係を把握した上で、過度に不適切な案件については、必要に応じて発電事業者に指導等を行うべく、事案についての情報提供を求めています。ご懸念の発電設備がございます場合は、以下のフォームにより情報提供をお願いします。

なお、情報をご提供いただく際は、下記の点にご留意ください。

- ・ご提供いただく情報については、発電設備の所在地、トラブルなどの内容をできる限り具体的にご説明ください。
- ・誹謗中傷や故意による虚偽の通報はご遠慮ください。
- ・ご提供いただいた情報に基づき、所管の経済産業局及び必要に応じて関係省庁、地方自治体へ情報共有を行います。ただし、ご提供いただいた情報に対する個別の回答は原則として行わないことにつきご了承ください。
- ・登録送信しました内容は、自動配信メールにて登録したEメールアドレスにお送りいたします。
- ・docomo・au・SoftBankなどのキャリアメールを利用されている場合、セキュリティ設定によりキャリアメール以外の受信が拒否されている場合がございます。指定したドメインのメールのみ受信する設定をご利用の場合は、「saiene.go.jp」のドメインからのメールを受信できるよう、設定してください。

所属団体名	*必須	<input type="text" value="例：株式会社〇〇〇〇"/> ※個人の方は、「個人」と記載ください。
お名前	*必須	<input type="text" value="例：山田 太郎"/>
フリガナ	*必須	<input type="text" value="例：ヤマダ タロウ"/>
Eメールアドレス	*必須	<input type="text" value="例：example@example.co.jp"/> (確認用) <input type="text" value="例：example@example.co.jp"/>
電話番号	*必須	<input type="text" value="例：03"/> - <input type="text" value="1111"/> - <input type="text" value="2222"/>

■ 情報提供フォーム

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」 を策定しました。

参考資料

三重県内では、日照条件に恵まれた良好な地域特性を生かし、太陽光発電施設の導入が進んでいます。しかしながら、自然環境や景観との調和等が地域課題として顕在化してきたことから、太陽光発電施設の適正導入を図るため、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を平成29年6月30日に策定しました。（平成29年7月1日より施行）

●ガイドラインの適用対象施設

- 設 備：太陽光発電施設
 - 設置場所：三重県内（隣接府県にまたがる場合を含む）
 - 施設規模：出力50kW以上（建築物に設置されるものを除く）
- ※標識の掲示については、出力規模に関わらず全ての太陽光発電施設（建築物に設置されるものを除く）を対象としています。

●関係法令、条例の遵守

必要な措置や手続き等を国、県、市町に確認及び相談し、規定を遵守することが必要です。

●区域の設定

国のガイドラインの考え方をふまえ、関係法令、条例の規定による許可、届出が必要な区域を基本に、十分な考慮のうえ土地の選定、開発計画の策定が必要な区域を設定しました。

- 設置するのに適当でない区域
 - 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
- ※区域指定にかかわらず、地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

●事業概要書の提出

事業計画の早い段階で、事業概要書の提出をお願いします。

提出先：県担当課及び施設の設置を計画している市町担当課（太陽光発電施設が複数の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町）

●地域住民とのコミュニケーション

事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めてください。

- 配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法を市町に相談
- 事業概要書等を用い地域住民に説明

●適正な保守点検・維持管理、事業終了時の廃止届の提出

- 国への事業計画認定申請時に提出した保守点検、維持管理に関する実施計画に則り適正な保守点検・維持管理を実施
- 国へ事業の廃止届を行った場合は、速やかに写しを県、市町に提出

※なお、事業概要書及び廃止届については、令和5年3月より電子申請・届出システムによるオンラインでの届出も可能となりました。

ガイドラインに関する問い合わせ先

三重県 雇用経済部 新産業振興課

電話 059-224-2316 FAX 059-224-2078

E-Mail shinsang@pref.mie.lg.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030900035.htm>

